学校関係者に新型コロナウイルスの感染者が出た場合の対応について (2021/9/21現在)

以下の例は、【児童生徒】が感染した場合について記載したものです。

尼崎市教育委員会

回还在

心气

なお、【教職員】及び【幼稚園児】が感染した場合は、他学年への影響がある可能性や園内の活動状況等を勘案し、保健所による疫学調査が終わるまでは、一時的な学校園の臨時休業を行います。その他学校関係者(日常的に出入りする業者など)は、状況により判断します。

【A】児童生 徒本人の体 調不良等に より検査を 実施

【B】同居者 などが感生 し、児童 を は本人が者に 特定さ を 検査を実施 「学校園の臨時休業」とは児童 ホームなども含め、全ての<u>子ども</u> の学校での受入れを一切禁止す ることを言います。

検査の結果・

陽性

「検査を受け、結果 が判明するまでの 間、本人は自宅待 機(出席停止)

熄

童

感染した児童生徒は、治 癒するまで出席停止

陰性

「濃厚接触者」とは・・

- ・患者(確定例)と同居 あるいは長時間の接 触(車内、航空機内等 を含む)があった者
- ・手で触れることの出来 る距離で、必要な感染 予防策なしで、「患者 (確定例)」と 15 分以 上の接触があった者 など
- ※同居の家族は、基本 的に「濃厚接触者」と なります。
- →これらの状況を保健 所が調査し、総合的に 判断(特定)します。

※左上【A】【B】と連動

【A】 体調不良等により検査を受けた場合
→濃厚接触者に特定されていない児童生
徒が、体調不良等により検査を実施し、陰
性となった場合は、症状がなくなり次第、
登校可能となります。

【B】 濃厚接触者として検査を受けた場合
→陰性であっても、陽性者の最終接触日
の翌日から起算して原則2週間は自宅待
機(<u>出席停止</u>)。発病することなく、2週間
を経過した場合は、登校可能となります。

※この取り扱いについては、当面の基準であり、日々の状況変化により今後変更を行うことがあります。また、それぞれ個別の状況に合わせて、保健所の指示のもと、個別対応が生じる場合があります。

【学校(施設)の動き】

① 消毒の実施や保健所による疫学調査(濃厚接触者等の特定など)のため、対象学年全体の臨時休業、及び 所属の部活動の休業(部員は出席停止)を行う。 ただし、感染可能期間に登校や活動がなければ、この 限りではない。

学校

② 保健所による疫学調査が終わった段階で、新たな検査対象者が特定された場合は、休業を継続する。 なお、それぞれの再開は新たな検査対象者の陰性が確認された後とする。(新たな検査対象者のいない場合は、再開する)

【児童生徒(人)の動き】

当該感染者の濃厚接触者に特定された児童生徒は、 感染の有無に関わらず、<u>出席停止</u>

(検査の結果、陽性の場合:治癒するまで<u>出席停止</u>) (検査の結果、陰性の場合:陽性者の最終接触日の翌日 から起算して原則2週間は自宅待機(出席停止))